

Power Systems Elastic Capacity on Demand に関する契約書

「同意します」ボタンをクリックすることにより、お客様(以下「お客様」といいます。)は、お客様のエンタープライズを代表して Power Systems Elastic Capacity on Demand に関する契約書(以下、「本契約」といいます。)の条件を受諾したことになります。お客様の国で営業している International Business Machines Corporation の法人(以下「IBM」といいます。)は、IBM が、Elastic Capacity on Demand(以下「ECoD」といいます。)の機械に対する ECoD のアクティベーション・キーをお客様に提供した時に「本契約」を受諾したことになります。

***** MARKER: Start of Business Partner Related Terms *****

IBM ビジネス・パートナーが取得する場合

IBM ビジネス・パートナー(以下、「BP」といいます。)が別の BP またはお客様への再販のために ECoD を取得する場合は、「IBM ビジネス・パートナー契約書」の条件が適用されます。「本契約」は、お客様による IBM Power Systems Elastic Capacity on Demand の使用のために適用されます。

「本契約」の以下の条項は、お客さまのみに適用され、BP には適用されません。

お客様が BP から取得する場合

「ECoD ユニット」は、IBM から直接、または BP から入手することができます。お客様が BP を通じて「ECoD ユニット」を発注することを選択した場合、お客様は、BP が該当する料金をお客様に請求できるようにするため、各「ECoD 請求月」に IBM が「監視プログラム」を通じて受領した情報を、当該 BP に提供することを承認します。

お客様は、当該 BP の承認を取り消すか、または IBM に対する少なくとも 60 日前の通知により別の BP を指名する場合を除いて、IBM がかかる情報を BP に提供することを継続して承認します。お客様が別の BP を指名せず、BP の承認を取り消した場合は、IBM は、該当する料金を直接お客様に請求します。

お客様が BP から ECoD を取得する場合は、取得、料金、請求および集金について定めた「本契約」の条件は適用されません。BP は独自の料金および条件を定めており、IBM の「製品」および「サービス」を提供する時にかかる条件等に基づきお客様に請求します。

***** MARKER: END of Business Partner Related Terms *****

「本契約」は、お客様による IBM Power Systems Elastic Capacity on Demand オフアリング(以下「本オフアリング」といいます。)の使用のために適用されます。

1. 定義

活動化する、活動化された、活動化 – 「オンデマンド・キャパシティー」を使用できるように有効化することをいいます。

監視プログラム – IBM がお客様に使用許諾する、「Elastic キャパシティー」の「活動化」を監視するソフトウェア(例:IBM Electronic Service Agent Program)をいいます。

オンデマンド・キャパシティー – 「ECoD 機械」に導入されているが、使用のために有効化されていない、プロセッサ、ストレージ、メモリーなどのリソース容量をいいます(例:IBM の文書で「オンデマンド・プロセッサ」と呼ばれているリソース)。

要求ユニット – お客様が「オンデマンド・キャパシティー」を「活動化」する時に指定する「ECoD ユニット」をいいます。

ECoD 請求月 – 請求の目的でお客様による「Elastic キャパシティー」の「活動化」が監視される暦月をいいます。

ECoD アクティベーション・キー – (i) お客様が「ECoD 機械」上で「Elastic キャパシティー」の「活動化」を実行し、使用することを許可し、(ii) お客様が「ECoD 機械」上で「Elastic キャパシティー」を「活動化」し、管理できるようにするキーを提供します。

ECoD 機械 – IBM が ECoD のキーを提供する対象の、Elastic Capacity on Demand (「ECoD」)(IBM の印刷物その他で、"Temporary Capacity on Demand"、"TCoD"、"On/Off Capacity on Demand"、"On/Off CoD"、"On/Off Capacity Upgrade on Demand"、または "On/Off CUoD"と呼ばれることもあります。)をサポートする IBM Power Systems の「機械」をいいます

ECoD ユニット – 「活動化」された「オンデマンド・キャパシティー」の期間と容量をいいます。たとえば、「プロセッサ日数」(「活動化」されたプロセッサの数量に、24 時間に達した日数と 24 時間に満たない日数の合計を乗じた値)、または「メモリー日数」(「活動化」されたメモリーの容量に、24 時間に達した日数と 24 時間に満たない日数の合計を乗じた値)はそれぞれ、プロセッサとメモリーの「活動化」を計測する「ECoD ユニット」です。「ECoD ユニット」には、「要求ユニット」と「未返却ユニット」の両方が含まれます。

Elastic キャパシティー – 「活動化」された「オンデマンド・キャパシティー」をいいます。

未返却ユニット – お客様が「オンデマンド・キャパシティー」を「活動化」した時に指定した期間が満了後も、「活動化」された状態で残っている「ECoD ユニット」をいいます。

エンタープライズ – エンタープライズ会社は、(i) お客様または IBM が支配 (支配とは 50% を超える議決権株式を所有することによるものとします。)する同じ国内に存在する法人、および (ii) お客様または IBM を支配し、お客様または IBM によって支配され、またはお客様または IBM と共通の支配下にあるその他の法人、かつ「本契約」に参加するための合意書を締結した当該法人とします。

2. 該当する ECoD 機械

お客様が「ECoD ユニット」を発注する際に指定し、「本契約」の条件に基づき許可されるシリアル・ナンバー付きの各「ECoD 機械」をいいます。

3. Elastic キャパシティーの使用許諾範囲

お客様は以下に同意します。

- a. お客様は、購入した各「ECoD ユニット」に関連する料金について支払い責任を負います。この支払い責任は、お客様が「ECoD 請求月」中に発注し、「ECoD 請求月」の終了時にお客様に請求された「ECoD ユニット」の支払いを行った時に果たされたこととなります。支払い金額は、「ECoD 請求月」中に発注された「ECoD ユニット」の合計金額に相当します。
- b. 「ECoD ユニット」は、取得された国でのみ使用可能で、お客様の「エンタープライズ」以外に譲渡することはできません。
- c. お客様は、「ECoD 機械」の使用の監視を目的として、「監視プログラム」のドキュメンテーションで IBM が指定する方法で、各「ECoD 機械」に「監視プログラム」をインストールし(プリインストールの場合を除く)、構成し、および維持管理するものとします。
- d. お客様がそれまでに取得した数量を超えて「ECoD ユニット」を使用していることが「監視プログラム」で報告された場合は、「ECoD ユニット」の次の新たな発注時に、今後の使用のための「ECoD ユニット」の数量からかかる超過数量分が即座に差し引かれます。たとえば、お客様が 1000 の「ECoD ユニット」を発注済みでありながら、次の 500 の「ECoD ユニット」を発注前に、1015 の「ECoD ユニット」を使用してしまっているとします。500 の「ECoD ユニット」の請求から超過済みの 15 の「ECoD ユニット」が差し引かれ、お客様が受領する「ECoD アクティベーション・キー」は 485 の「ECoD ユニット」になります。
- e. (a) お客様が、「監視プログラム」を削除、無効化、接続遮断、もしくはその他の方法で「ECoD ユニット」を正確に監視できないように妨害するか、または (b) 「監視プログラム」が削除、無効化、接続を遮断されるか、もしくはそれ以外で「ECoD ユニット」の使用を正確に監視できなくなった場合、お客様は、速やかに IBM に通知し、IBM (または IBM の代理人) が、お客様が責任を負う「ECoD ユニット」の測定値を確認する (可能な場合) ことのみを目的として、「ECoD ユニット」にアクセスすることを許可するものとします。お客様が速やかな IBM への通知および、アクセス許可を怠った場合、お客様は、「監視プログラム」により「ECoD ユニット」が監視されなかった期間の全体を通じて、関連するすべての「ECoD 機械」の利用可能な「オンデマンド・キャパシティー」が「活動化」されていたものとして、「ECoD ユニット」に対する責任を負うものとします。

す。IBM は、お客様の「Elastic キャパシティー」の使用権を解除することを含め(これに限定されません。)、かかる行為があった場合に IBM が持つその他すべての救済策を留保します。

- f. 相応の通知に応じて、お客様は通常の営業時間内に、お客様による「本契約」の条件および「IBM プログラム」の使用許諾条件の遵守を確認することのみを目的とした、「ECoD 機械」への十分なアクセス(「ECoD 機械」上での「IBM プログラム」の使用に関する情報を含みますが、これに限定されません。)を IBM に許諾することに同意します。

4. お客様のその他の責任

お客様は以下に同意します。

- a. お客様は、「ECoD ユニット」が発注された時点で、お客様が「ECoD 機械」の所有者であるか、または所有者もしくは先取特権者から、発注と「オンデマンド・キャパシティー」の「活動化」を行う許可を得ていることを表明し、保証します。
- b. IBM は、お客様が「オンデマンド・キャパシティー」を「活動化」した時に、お客様のサプライヤー(例えば、プロセッサ単位で自己の製品のライセンスを提供する他のソフトウェア・ベンダー)に通知する責任を負いません。
- c. 「オンデマンド・キャパシティー」の「活動化」に対する料金に加えて、お客様は、「活動化」から生じるか、そのために必要な費用についても責任を負います。これには、必須のハードウェア、ソフトウェア(ソフトウェア・ライセンスのアップグレードなど)、またはサービス(追加的な保守料金など)の費用が含まれます。
- d. IBM は、「Elastic キャパシティー」がお客様の使用に供されるプロセスを変更する権利を留保します。お客様は、IBM またはお客様を担当する BP から通知を受領後、商業上合理的な期間内に、該当する各「ECoD 機械」に当該変更をインストールし(または IBM から指定された場合は、IBM がインストールすることを許可する)、かつ実装するものとします。
- e. IBM は、「監視プログラム」または IBM が「オンデマンド・キャパシティー」の「活動化」を監視する手段を変更する権利を留保します。お客様は、IBM またはお客様を担当する BP から通知を受領後、商業上合理的な期間内に、当該変更をインストールし(または IBM から指定された場合は、IBM がインストールすることを許可する)、かつ実装するものとします。
- f. 本オフファリングは、「ECoD 機械」で利用可能な「オンデマンド・キャパシティー」に指定されたコンピューター・リソースのみで構成されています。お客様は、お客様のコンピューティング環境のニーズを満たすために自らが必要とする、種類と数量において十分なその他すべてのコンピューティング・リソース(メモリー、ストレージなど)を提供する責任を負います。
- g. お客様は、IBM およびその子会社(およびそれらの承継人、譲受人、従契約者ならびに BP)が、IBM 製品およびサービスに関連して、または IBM のお客様との取引関係をより緊密にする目的で、お客様の連絡先個人情報(氏名、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。)を営業活動を行う任意の場所に保管して使用することを許可するものとします。

5. 料金、税金、および支払い

お客様が IBM との間で CRA (IBM Client Relationship Agreement) またはこれに相当する契約を有効に結んでいる場合は、当該契約の「料金、税金、および支払い」の条件が適用されます。ただし、すべてのお客様は、「Elastic キャパシティー」を最初に発注した課税管轄地と異なる課税管轄地で使用した場合は、これにより発生する税金の調整について責任を負うものとします。IBM との間で CRA が結ばれていない場合は、お客様は、IBM が規定し適用されるすべての料金、お客様が取得した許諾範囲を超えた料金、関税、税金、公租公課または「本契約」に基づくお客様の調達により生じ当局によって課されるその他費用、および、支払遅延金がある場合その遅延金を速やかに支払うことに同意します。請求書を受領すると同時に支払義務が発生するものとし、お客様は、IBM の請求書の日付から 30 日以内に IBM が指定する口座に支払うものとします。IBM は、前払い料金、一括払い料金またはその他すでに支払期日が到来済みまたは支払い済みの料金について、相殺または返金を行わないものとします。

6. 解約

お客様は、IBM に書面で通知することにより「本契約」を解約することができます。解約は、お客様がかかる書面による通知で指定した解約日を以て効力を生じます。

「本契約」に基づくお客様の「ECoD 機械」に対する権利は、以下のいずれかが早期に発生した時点で終了します。i) お客様が、「ECoD 機械」の所有権または管理権を第三者に移転した時 (例: お客様が「ECoD 機械」を貸主に返却した場合)、または ii) 「本契約」が終了した時。

いずれの当事者も、相手方当事者が「本契約」の条件を遵守しなかった場合は、違反した当事者に書面で通知し、30 日間以内で合理的な是正期間を定めることを条件として、「本契約」を解約することができます。

破産法または倒産法に基づき、お客様自ら、または、お客様に対して何らかの申し立てまたは手続きが提起された場合は、「本契約」は終了します。

「本契約」の解約後も性質上存続すべき条項は、履行されるまで有効に存続し、それぞれの継承人および譲受人の両方に対しても適用されます。

7. 保証

標準的な IBM の保証条件が適用されます。「オンデマンド・キャパシティー」の保証期間は、お客様がいつ「オンデマンド・キャパシティー」を「活動化」したか、または「活動化」を行なったか否かに関わらず、「オンデマンド・キャパシティー」の「インストール日」に開始します。

8. 機械コード

「ECoD 機械」でのお客様の「機械コード」の使用は、「機械コード」の使用許諾 (https://www.ibm.com/systems/support/machine_warranties/machine_code.html) に記載された、使用に適用される条件および制限事項に従うものとします。「本契約」に明示的に定める場合を除いて、お客様による「Elastic キャパシティー」の使用には、「機械コード」に適用される条件と制限事項が適用されます。「機械コード」には、オープン・ソース使用許諾契約を含め (これに限定されません。)、 「本契約」以外の使用許諾契約に基づいて提供される「プログラム」やコードは含まれません。

8.1 Elastic ライセンス

「活動化」について、IBM は、「本契約」で承認されたお客様による「Elastic キャパシティー」の使用をサポートするために、「ECoD 機械」で「機械コード」を使用するための Elastic ライセンスをお客様に許諾します。「ECoD 機械」で「機械コード」を使用するためのお客様の Elastic ライセンスは、お客様が「活動化」を開始した日に開始し、以下のうちいずれかが早期に発生した時点で終了します。i) お客様が「Elastic キャパシティー」を非活動化した時、ii) 「本契約」に基づく「ECoD 機械」に対するお客様の権利が満了するか、または解除された時。

9. 共通事項

- a. いずれの当事者も、金銭債務以外は不可抗力による不履行の責任を負わないものとします。
- b. 両当事者は、本使用条件に基づく両者の取引関係に関して相手方と電子的手段またはファックス送信により通信することができ、かかる通信は適用される法律が許容する範囲で署名または記名押印された書面とみなされます。両当事者は、両当事者間で交わされる電子文書に含まれる識別コード (「ユーザー ID」といいます。) が、送信者の本人確認および文書の信憑性の検証には十分であることに同意します。
- c. IBM は、ECoD の利用情報を IBM が監視するか、または IBM がイネーブルメント・キーを提供する手順を変更する権利を留保します。お客様は、各「適格機械」に対していかなる当該変更を実装することに同意します。
- d. 本使用条件のいずれかの条項が無効または執行不能と判断された場合でも、その他の条項は有効に存続するものとします。
- e. この使用契約は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

- f. いずれの当事者も相手方の事前の書面による同意を得ない限り「本契約」の全部または一部を譲渡できないものとします。そのようないかなる試みも無効とします。いずれの当事者もかかる同意を不当に留保しないものとします。各当事者が所属する法人の範囲内で、または合併もしくは買収による承継組織に対して「本契約」を譲渡する場合は、相手方当事者の同意は必要ではありません。IBM はまた、お客様の同意を得ずに「本契約」に基づく支払いに対する債権を譲渡することも許可されます。上記は、同様の状況下にある IBM のお客様に影響を及ぼす方法で、IBM が事業の一部を売却するような譲渡とは見なされません。
- g. 各当事者は、相手方当事者に是正のための相応の機会を認めたくて、相手方当事者が「本契約」に基づく義務を履行していない旨を主張するものとします。両当事者は、「本契約」に関連する両当事者間のあらゆる紛争、意見の不一致または請求について誠実に解決するよう努めるものとします。契約による放棄や制限がなく、強行法規に別段の定めがある場合を除き、(i) いずれの当事者も、「本契約」または「本契約」に基づく取引に起因、または関連するいかなる請求権も、訴因の発生から2年を経過した後は相手方に対して法的手段を行使できないものとし、(ii) かかる期間経過後は、「本契約」または「本契約」に基づく取引に起因する法的手段、およびかかる法的手段に関連するそれぞれの権利は消滅します。さらに、各当事者は、「本契約」に起因するか、または関連する訴訟手続きについて陪審裁判に訴える権利を放棄します。
- h. 「本契約」または「本契約」に基づく取引は、第三者に対していかなる訴権または請求権も生じさせるものではなく、またお客様に対する第三者からの賠償請求について IBM が責任を負うものではありません。ただし、第10条のもとで「本契約」に取り込まれた「責任の制限」の条件において認められる、IBM が法的に責任を負う、人身傷害(死亡を含みます。)または不動産もしくは有体動産に対する第三者への賠償責任は除きます。
- i. いずれの当事者の権利および義務も、「オフアリング」の取引が行われる国においてのみ有効とします。ただし、明示的にこれと異なる使用許諾がなされた場合を除きます。
- j. 「本契約」が両当事者によって合意された場合には、信頼できる手段(例えば、電子画像、 photocopy またはファクシミリ)により作成された「本契約」の複製は、原本とみなされます。

10. 組み込まれる条件

CRA またはこれに相当する基本契約がお客様と IBM の間で有効に結ばれている場合は、「本契約」の条件を参照することにより CRA に組み込まれます。お客様と IBM の間で CRA が結ばれていない場合は、「ECOD 機械」の「IBM 限定保証に関するステートメント」(https://www.ibm.com/systems/support/machine_warranties/)に記載された「責任の制限」、「準拠法」、および「裁判管轄権」に関する条件を参照することにより「本契約」に組み込まれます。「本契約」、CRA または「SOLW の条件」の各条件の間に相違がある場合は、「本契約」の条件がそれら他の契約の条件に優先します。

11. 完全合意

「本契約」、および CRA または「SOLW の条件」は、上記第10条の条件に基づいて適用される場合、「オフアリング」に関する完全な合意であり、「オフアリング」に関してお客様と IBM の間でなされた、従前のすべての口頭または書面による意思表示、表明、了解事項、保証、約束、約定およびコミットメントに代わるものとします。「本契約」の締結に際し、いずれの当事者も、「本契約」に明記されていないいかなる表明にも依拠しません。お客様からの書面による意思表示(注文書など)に基づく条件の追加または変更は無効とします。